

## 中野西高等学校いじめ防止等のための基本的な方針

目次	
はじめに	1
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	1～2
2 いじめの防止	2～3
3 早期発見	3
4 いじめに対する措置	3～5
5 重大事態への対処	5～8
6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	8～9
7 年間行事予定	9～10
8 ネットいじめ対応フローチャート	11
9 重大事態発生時の報告・調査	12
10 資料 いじめを見逃さない長野県めざす共同メッセージ	13

## はじめに

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

長野県中野西高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「中野西高等学校基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・長野県・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、本校に教育相談委員会（いじめ防止対策を含む）（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資する。

#### (1) 委員会の構成員

委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導人権担当、特別支援コーディネーター、学年主任及び養護教諭をもって構成し、個々の事案により学級担任や部活動顧問等が参加するものとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

#### (2) 活動内容・役割

委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時に緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### (3) 委員会の開催

原則として年2回開催する。また、いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催する。

## 2 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

#### (1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは、「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、以下のことを念頭に置いて対応に当たる。

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

#### (2) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下のことに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。（生徒の気持ちを共感的に受け止める、居場所をつくる、見守る、基準を示す、等）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。（分かる楽しさを与える、自分のよさや自分との違いのよさを認める）
- ③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

### (3) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む目的（意欲）を失い、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ目的（意欲）につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

### (4) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## 3 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害生などに着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

特に、全職員で以下の取組を実践し、いじめの早期発見に努める。

- ① 委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回実施する。
- ② 委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を適宜実施する。
- ③ 委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」「保護者対象いじめアンケート調査」に基づき「いじめの早期発見」に勤める。

## 4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、委員会が中心となって速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、

次の点に留意して取り組む。

### (1) いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせるとともに、学校としての指導措置を講じる。また、いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

### (2) いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から声掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

### (3) 周りではやし立てる生徒への対応

いじめを助長（はやし立てる）することなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

### (4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

### (5) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ① 話し合いなどを通じて、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- ⑦ 行事等をとおして、学級の連帯感を育てる。

### (6) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、本校の教職員は、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

### (7) 県教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

### (8) いじめの解消

いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月を目安としてやんでいること。被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをいじめの解消とする。

(9) 学校として特に配慮が必要な生徒

以下の生徒については適切な支援と組織的指導が必要な生徒とする

・発達障害を含む障害のある生徒 ・海外からの帰国子女 ・性的マイノリティの生徒 ・東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

## 5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

法第28条第1項第2号「不登校重大事態に係る調査の方針」(平成28年3月)の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 対処の概要

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったとき

は、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、長野県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)

へ事態発生について報告する。

(法第29条から第32条)

エ 本校は、委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を、速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果を県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる

#### (4) 自殺の背景調査における留意事項

この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。そこで、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、以下の点に留意する。

ア 遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくよう努める。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影

響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

ク 本校が調査を行う場合においては、県教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、県教育委員会事務局心の支援課の『資料』も参考にする。

#### (5) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

ア 本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

イ これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護に過敏になりすぎ説明を怠るようなことはしない。

ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

エ 本校が調査を行う際は、長野県教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

#### (7) 調査結果の報告

ア 調査結果については、長野県知事に報告する。

イ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて長野県知事に送付する。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう、以下の取組を行い、情報モラルの徹底を図る。

### (1) 保護者との協力体制の確立

入学予定者オリエンテーション（3月資料配付）、入学式保護者説明（4月）保護者懇談会（7月）時に、保護者に対し情報モラルの重要性を理解していただき、フィルタリングの徹底、迷惑メール受信拒否の徹底の協力をお願いする。

### (2) 講演会の実施

生徒向けの講演会を年1回実施し、情報モラル・マナーの向上を図る。必要に応じて、保護者向けの講演会も計画する。

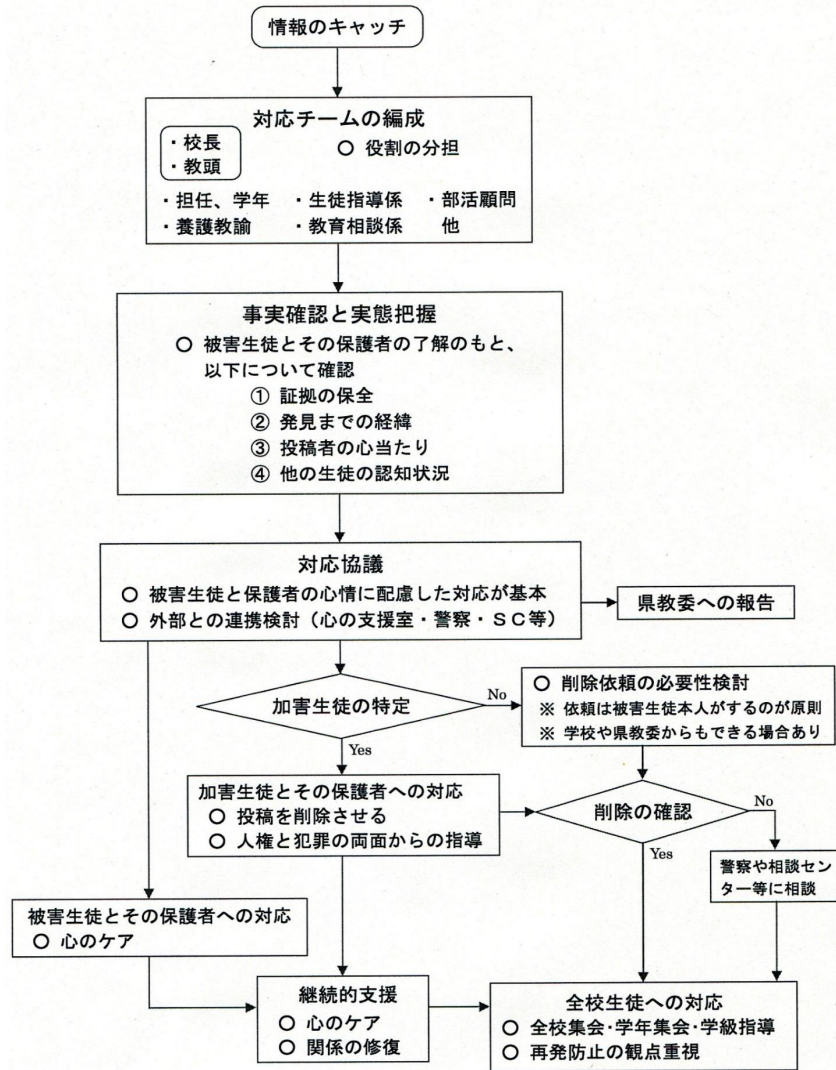
### (3) 県教育委員会事務局心の支援課インターネットの安全な利用に関するメッセージ等を積極的に活用し、生徒がネットトラブルに巻き込まれることを未然に防止する。

## 7 年間行事予定

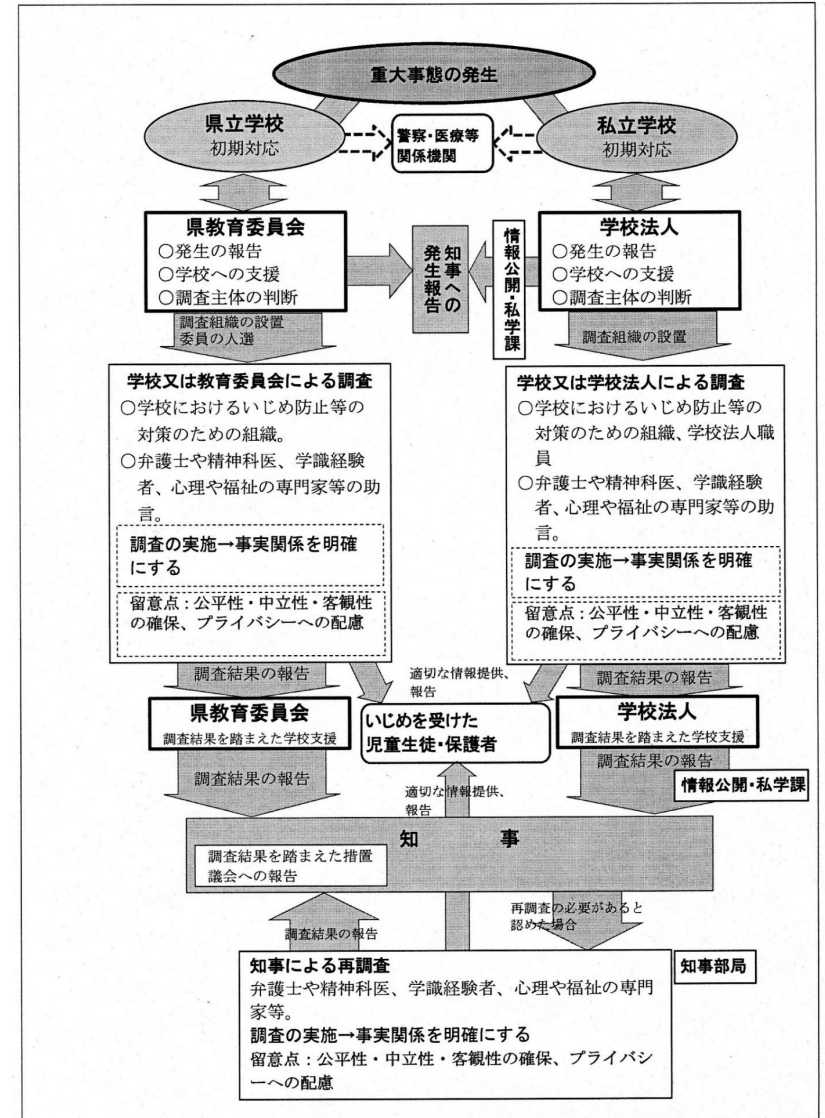
月	指導目標	指導事項	備考（行事等）
4月	集団生活の基本的な事項の指導を徹底する（あいさつや清掃等）。	学級や委員会で、自己の役割や仕事の内容を明確にし、自主的に行動できるよう指導する。1～3年 不登校傾向の生徒及び問題傾向を有する生徒の実態を把握する。1～3年	始業式 入学式 新入生オリエンテーション 生徒総会 実力テスト
5月	集団生活の基本的な事項の定着を図る（あいさつや清掃等の徹底）。	当番活動、時間、教室美化、言動等、規律を守ることに継続的に指導し定着を図る。	中間テスト
6月	行事を通し、達成感や成就感を味わわせ、学習活動にも意欲的に取り組ませる。	授業と家庭学習をつなぐ指導を継続して行い、学習習慣の定着を図る。1～3年 行事の後の人間関係の変化などにも注意を払う。1～3年	クラスマッチ 面接週間 読書週間 期末テスト 芸術鑑賞
7月	学期を振り返らせ、自己有用感を高め、集団への所属感を深めさせる。	1学期の学校生活を反省させ、自他の成長の確認と感謝により、自己有用感を高めるとともに、夏期休業中の生活に目標を持たせ、規則正しい生活を促す。1～3年	文化祭（翔舞祭） 保護者懇談会 終業式 夏期休業 夏期補習

8月	進路目標を持たせ、夏期休業中の学習に集中的に取り組ませる。 生活リズムの立て直しを図る。	1日の学校での生活リズムを確認し、自ら時間を意識した行動ができるようにする。 生徒の変化を察知し、情報の交流を図り的確な指導を進める。1～3年	夏期休業 始業式 実力テスト
9月	前期の活動を反省し、後期の活動の充実を図らせる。	クラスの係活動を、自ら考え進められるように指導する。1～3年 生徒会役員選挙の活動を通して、生徒会員としての自治意識を高めさせる。1～3年	生徒会役員選挙 中間テスト
10月	行事を通し、達成感や成就感を味わわせ、集団への所属感を深め団結力を高める	行事の後の、人間関係の変化などにも注意し、学習に対する指導と共に人間関係についても考えさせる。1～3年	防災訓練 クラスマッチ COL 進路研修旅行 全校人権学習 面談週間
11月	落ち着いた生活の中でしっかりと学習への意識を高めさせる。	進路を意識させ、学習に対する姿勢を考えさせる。1～3年 修学旅行の、活動内容を検討し、積極的に参加させる。2年	期末テスト 生徒総会 修学旅行
12月	学期を振り返らせ、自己有用感を高め、集団への所属感を深めさせる。	2学期の反省と保護者懇談会を通して、生徒個々を理解し、自己実現のための援助を行う。1～3年	読書週間 保護者懇談会 終業式 冬期休業
1月	学年末を控え、自らを振り返り、成長するために必要なことは何か考えさせる。	1日の学校での生活リズムを確認し、自ら時間を意識した行動ができるように指導する。1～3年 冬休みの生活状況や問題行動等についての情報交換をもとに問題を抱える生徒の指導を継続して進める。1～3年	冬期休業 始業式 中間テスト
2月	学年末を控え、自らを振り返り、今後成長するために必要なことに向け努力させる。	規則正しい生活を心がけ、健康管理を怠らないよう指導する。自己の生活の在り方を考え、自らの努力すべき点を意識した生活を送らせる。1～3年	期末テスト
3月	学年を振り返らせ、自己有用感を高め、集団生活の在り方について考えを深めさせる。	時間を守り、落ち着いた生活を心がけさせる。1～3年 上級学年への移行に向け、上級生としての望ましい言動や態度を考えさせる指導を行う。 1年間の学校生活（学習・生活）を反省させ、自他の成長を認め合い、集団生活の中で自分自身を高めることの大切さを考えさせる。1～2年	3年生を送る会 卒業式 終業式・離任式 特編授業 春期休業

【「ネットいじめ」対応フローチャート】



重大事態発生時の報告・調査(県立学校・私立学校)



平成24年8月7日

～長野県のすべての子どもたちへ～

“いじめを見逃さない長野県”をめざす共同メッセージ

長野県知事 阿部 守一  
長野県教育委員会委員長 矢崎 和広

長野県に住んでいるすべての子どもたちに伝えたいことがあります。

私たちは長野県からいじめをなくしたいと本気で考えています。いじめられている子どもがいたら、全力でその子を守りたいと思っています。

いままで、私たちおとなは、いじめられた子どもたち、いじめてしまった子どもたち、いじめを訴えてきた子どもたちの声や気持ちを、十分に受けとめきれなかったことがあったかもしれません。

いじめられるのは、その子が悪いからではありません。いじめられていい人なんて誰一人いません。私たちは、いじめを絶対に見逃してはいけないと思っています。

いじめをなくすためには、みなさんの協力がどうしても必要です。

あなたが、いじめを見かけたら、また自分がいじめを受けたら、勇気を出して、できるだけ早く、誰か身近なおとなに相談してください。

あなたの声をちゃんと聴くことができるように、私たちは、これから一生懸命に努力します。

自分のつらい気持ちをわかってくれるおとなが見つかるまで、絶対にあきらめないでください。あなたが困っている時に、必ず助けてくれるおとながいるということを、どうか信じてください。

みなさんが直接相談できる電話を用意して待っています。どんなことでもかまわないので勇気を出して電話してください。

- こどもの権利支援センター 026-235-7458 または
- 24時間いじめ相談電話 0570-078310